

カンボジア特定技能外国人に係る手続の流れについて

○カンボジアから新たに受け入れる場合

カンボジア労働職業訓練省 (MoLVT)

⑤登録証明書
発行の申請

⑥登録証明書
の発行

カンボジア認定送出機関

②人材の紹介

①求職登録

④登録証明書
発行の
手続を
依頼

⑦登録証明書
の
送付

日本の特定技能所属機関
(受入機関)

③雇用契約の締結

⑧登録証明書の
送付

⑪在留資格認定
証明書の送付

申請人

技能実習2号又は3号
を良好に修了した者

試験に合格した者

⑨在留資格認定
証明書
交付申請

登録証明書
を提出

⑩在留資格認定
証明書
交付

⑫査証申請

⑬査証発給

⑭出国

地方出入国在留管理局

在カンボジア日本国大使館

特定技能外国人として入国

○国内在留者を受け入れる場合

カンボジア労働職業訓練省 (MoLVT)

③登録証明書
発行の申請

④登録証明書
の発行

カンボジア認定送出機関

②登録証明書発行
の
手続を
依頼

⑤登録証明書
の
送付

日本の
特定技能
所属機関
(受入機関)

①雇用契約の
締結

申請人

技能実習2号又は3号
を良好に修了した者

試験に合格した者

登録証明書
を提出

⑥在留資格変更許可申請

⑦在留資格変更許可

地方出入国在留管理局